

第24回入善町農業委員会議事録

平成25年7月9日午後1時30分から第24回入善町農業委員会が4F全員委員会室で開催された。

委員定数 18名 委員現在数 18名

出席委員 17名

1番 綿利秋	2番 中島茂樹	3番 泉征幸	4番 長田昭
5番 小澤吉孝	7番 寺崎敏明	8番 鍋嶋太郎	9番 眞岩確成
10番 舟見友憲	11番 窪野俊和	12番 酒井良博	13番 松原二美榮
14番 高見敏明	15番 佐藤一仁	16番 米山義隆	17番 福島信子
18番 若島せつ子			

欠席委員 1名

6番 福澤満夫

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

入善町農業委員会	事務局長	竹島秀浩
入善町農業委員会	主幹	横山国昭
入善町農業委員会	主任	上田安彦
入善町農業委員会	主任	田中優子
入善町農業委員会	主事	上田敬章

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり

日程第1	会期及び議事日程の件
日程第2	議事録署名委員決定の件
日程第3	議案第85号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第4	議案第86号 農地法第4条の規定による意見進達について
日程第5	議案第87号 農地法第5条の規定による意見進達について
日程第6	議案第88号 事業計画変更の申請による意見進達について
日程第7	議案第89号 農用地利用集積計画の決定について
日程第8	議案第90号 入善農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件

議長（鍋嶋 太郎）

皆さん、お疲れ様です。前回もお話ししていましたが、農林水産省の進めている農地中間管理機構の整備についてですが、農地の基盤整備事業では予算的にもなかなか難しいということで、小規模改良基金であぜを直す方法も検討されているようです。いずれにしても制度がなかなか見えてきませんが、動向に注視していかなければならないと思います。

それでは、本日もよろしくお願ひします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは第24回入善町農業委員会を始めたいと思います。順序に従いまして日程第1、会期及び議事日程の件を議題といたします。会期を本日1日限りとし、日程は第1より第8終了までといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員 「異議なし」の発言あり)

議長(鍋嶋 太郎)

異議なしとの発言がありますので、会期を本日1日限りとし、日程は議事終了までと決定いたします。

―― 議事録署名委員決定の件 ――

議長(鍋嶋 太郎)

次に、日程第2、議事録署名委員決定の件を議題といたします。14番高見委員と15番佐藤委員に決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員 「異議なし」の発言あり)

議長(鍋嶋 太郎)

異議なしとの発言がありますので、ご両名に決定いたします。

議長(鍋嶋 太郎)

次に、日程第3、議案第85号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第85号、農地法第3条の規定による許可申請について。次のとおり許可申請があったので審議を求めます。今回は2件の申請があります。

申請番号1番及び2番ともに、富山県農林水産公社による農地保有合理化事業を利用する申請です。

富山県農林水産公社は、県や農林水産関係の団体の出資によって運営されている公益社団法人で、経営規模を縮小したい農家や離農農家などから農地を買い入れ、その農地を担い手農家に売り渡す「農地保有合理化事業」を行っています。町の農業公社では、農地の貸借に関する農地利用集積円滑化事業(公社通しの利用権)を行っています。農地の売買に関しては、県の公社が農地保有合理化事業により行っています。この事業を利用すると、税制上の特例措置があり、所得税等の譲渡所得において、800万円の特別控除を受けることができます。この申請は、譲渡人である(公社)富山県農林水産公社の行う農地保有合理化事業を利用して、当該農地近くに在住する認定農業者が、農地を買い受け、経営規模の拡大をするものです。

まず、申請番号1番、農地の所在地は、下飯野〇〇番、下飯野〇〇番、下飯野〇〇番、下飯野〇〇番、下飯野〇〇番、下飯野〇〇番、下飯野〇〇番、現況地目、公簿地目ともに全て田、合計面積は14,740㎡です。

譲渡人は、富山市舟橋北町4番19号の公益社団法人富山県農林水産公社で、譲受人は、入善町蛇沢〇〇番の株式会社〇〇です。

次に3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地は全て耕作されており、農業を営むために必要な大農機具が一通り揃っていること、通作距離は700mから1.4kmで、通作に支障はないと見込まれること、法人の構成員は20年から30年の農作業従事経験があることからみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号については、原則として農業生産法人以外の法人は農地の権利を取得できないというのですが、当該申請における譲受人は農業生産法人であるため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号については、信託の引受による農地の取得は認めないというのですが、

当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号について、この法人の農作業に常時従事している者が、通年にわたり、農作業に従事していることから、農地の耕作者である法人が、農作業を行う必要のある日数について農作業に従事すると認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号について、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は46町歩(462,423㎡)であるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号については、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号について、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、農業委員による意見書の確認印は、長田委員にいただいております。

続いて申請番号2番、農地の所在地は、東狐〇〇番、現況地目、公簿地目ともに田、面積は3,761㎡です。

譲渡人は、こちらも富山市舟橋北町4番19号の公益社団法人富山県農林水産公社で、譲受人は、入善町道古〇〇番の有限会社〇〇です。

それでは、3条許可要件の確認です。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地は全て耕作されており、農業を営むために必要な大農機具が一通り揃っていること、通作距離は約1kmで、通作に支障はないと見込まれること、法人の構成員は2年から30年の農作業従事経験があることからみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号については、原則として農業生産法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における譲受人は農業生産法人であるため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号については、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号について、この法人の農作業に常時従事している者が、通年にわたり、農作業に従事していることから、農地の耕作者である法人が、農作業を行う必要のある日数について農作業に従事すると認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号について、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は85町歩(850,765.59㎡)であるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号については、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号について、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、農業委員による意見書の確認印は、こちらも長田委員にいただいております。

以上2件です。よろしく申し上げます。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

長田委員

申請番号1番について、小澤委員と一緒に確認しましたので、申請番号1番は小澤委員に報告していただきたいと思います。

小澤委員

申請番号1番について報告します。譲渡人は、相続により農地を取得しましたが、県外に住んでいるため、以前から実際に耕作をしている株式会社〇〇に譲り渡すことにしました。譲渡人は他にも農地を所有していましたが、やはり実際に耕作をしている親戚に譲り渡しました。その案件については、既に4月の農業委員会で審議され、許可を受けています。

今回の申請地については、譲受人が認定農業者であるため、農地保有合理化事業を利用して、税制上の特例を受けようというものです。問題はないと思います。

長田委員

申請番号2番を確認しました。申請理由としては、資金が必要になったためとのことです。譲受人は認定農業者で80ha以上の耕作面積があり、農地の効率的な利用が見込まれますので、問題はないと思います。

議長（鍋嶋 太郎）

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

寺崎委員

申請番号1番、2番ともですが、売買価格はどれくらいなのでしょう。農地の価格は近年、相当低くなっているようですが。

小澤委員

例えば海岸防潮林等の公共事業で農地が収用される場合と比べると、かなり差があります。譲り受けたいための売買なのか、所有者が譲り渡したいための売買なのかによって、随分違いますね。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは他にご意見等はございませんか。質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第85号、農地法第3条の規定による許可申請についてを、原案どおり許可することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり許可することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第4、議案第86号、農地法第4条の規定による意見進達についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第 86 号、農地法第 4 条の規定による意見進達について。次のとおり、許可申請があったので審議を求めます。今回は 1 件の申請があります。

申請地は入善町栲山〇〇、栲山〇〇の計 2 筆、台帳地目、現況地目ともにどちらも田で、合計面積は 1,356 ㎡です。申請者は入善町栲山〇〇番地の〇〇さん、富山市〇〇町〇〇番地、〇〇号の〇〇さんです。転用目的は「共同住宅敷地」です。

申請者の〇〇さん、〇〇さんは、農地を相続しましたが、農地の管理や農作業が困難なため、共同住宅を建設する計画としたことから今回の転用申請となりました。

申請地は、国道 8 号に程近い交通の便がよく、近隣にはショッピングセンターや多くの商店が立ち並び、また、小学校や警察署といった公共施設も近くにあるため、生活する上で大変利便性が良く、アパート経営をするのに適した場所だと考えられます。共同住宅は、3 階建て 12 戸の住宅棟が 1 棟と、それに付随した 24 台分の駐車場が整備される計画となっています。

国が農地法の事務処理上の留意点等を示す技術的指導として制定した「農地法の運用について」の中で示されている農地転用の許可基準に照らし合わせれば、申請地の農地の区分は、おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第 1 種農地であると判断します。

第 1 種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が「共同住宅敷地」であり、運用通知第 2 の 1 の (1) のイの (イ) の c の (d) による、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

用地の選定にあたっては、申請地の他には周辺に当該目的を達成できそうな農地以外の土地や第 2 種農地、第 3 種農地は存在しないことから、農地の代替性についても申請地は適当であると思われます。

申請地は、平成 9 年 2 月 14 日と平成 23 年 3 月 7 日に農振農用地から除外済みであり、申請者の資金計画書及び入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。なお、申請者が農地法を熟知していなかったため、農地転用の許可を得ないまま、平成 23 年度に農地転用した注文住宅敷地と同時に敷地造成を行ってしまったことから、今回は始末書を添付しての申請となっています。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員からの補足説明ですが、この案件は私が確認しました。

この共同住宅の申請と、奥に隣接する注文住宅の申請は、農振除外については同時に行われましたが、注文住宅は建設会社による事業で、すぐに転用申請がされたのに対し、共同住宅は個人経営で、資金調達等の関係で遅れ、やっと転用申請となりました。

隣接の分譲宅地敷地造成等にあたり、今回の申請地を資材置場として利用してしまっていたため、始末書を添付して申請しています。

南側の隣接地にもアパートがあり、近隣は宅地開発が進んでいる場所で、1 種農地とはいえ、かなり 3 種農地に近いと思いますので、転用に問題はないと考えます。

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何かご意見等はございませんか。それでは、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第 86 号、農地法第 4 条の規定による意見進達についてを、原案どおり県知事へ進達することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり県知事に進達することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第 5、議案第 87 号、農地法第 5 条の規定による意見進達についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第 87 号、農地法第 5 条の規定による意見進達について。次のとおり、許可申請があったので審議を求めます。今回は 8 件の申請があります。

まず、申請番号 1 番と 2 番は、同じ事業に関する申請ですので、あわせて説明します。申請地は入善町青島〇〇、青島〇〇、青島〇〇で計 3 筆、台帳地目、現況地目ともに田で、合計面積は 12,255 m²です。譲渡人は入善町青島〇〇番地の〇〇さん、入善町青島〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は入善町入膳 3255 番地の入善町です。転用目的は「病院立地用地」で、契約内容は所有権の移転です。

申請者の入善町が「病院立地用地」をあっせんし、〇〇病院が移転する計画となったことから、今回の転用申請となりました。

〇〇病院は、脳神経外科、整形外科、リハビリテーション科を中心に、近年では、介護保険適用の通所リハビリテーションや、訪問リハビリテーション事業も行っていますが、病院本体は老朽化が進み、耐震化への対応がなされていないことや、事業体制の充実を図るため、移転して施設を拡張する計画を立てました。

移転先としては、患者の通院等を考え、入善町の東部において、〇〇からのアクセスがよく、入善スマートインターからも近い〇〇地区の申請地を選定しました。申請面積は、病院、患者用・職員用あわせて 186 台分の駐車場、調整池等として利用するための必要な面積です。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第 1 種農地であると判断します。

第 1 種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が「病院立地用地」であり、運用通知第 2 の 1 の（1）のイの（イ）の c の（d）による、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

用地の選定にあたっては、申請地の他には周辺に当該目的を達成できそうな農地以外の土地や第 2 種農地、第 3 種農地は存在しないことから、農地の代替性についても申請地は適当であると思われる。

申請地は、平成 25 年 7 月 24 日に農振農用地から除外予定であり、隣接耕作者の同意書及び入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

次に、申請番号 3 番です。申請地は入善町吉原〇〇で計 1 筆、台帳地目、現況地目ともに田で、面積は 500 m²です。譲渡人は入善町吉原〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は同じく入善町吉原〇〇番地の〇〇さんです。転用目的は「一般住宅敷地」で、契約内容は使用貸借権の設定です。

申請者の〇〇さんは、現在、町外のアパートに住んでいますが、近々入善町に転勤になる予定であり、これを機会に住宅を新築する予定ですが、将来的に実家の両親の面倒をみる考えであることから、

実家の側で建設する必要があり、祖父から申請地を借り受けて今回の申請地での転用申請となりました。

申請地は、住宅、車庫、物置、庭等として利用し、面積は500㎡であり、必要最小限と認められます。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第1種農地であると判断します。

第1種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が「一般住宅敷地」であり、運用通知第2の1の(1)のイの(イ)のcの(d)による、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

用地の選定にあたっては、申請地の他には周辺に当該目的を達成できそうな農地以外の土地や第2種農地、第3種農地は存在しないことから、農地の代替性についても申請地は適当であると思われる。

申請地は、平成25年7月24日に農振農用地から除外予定であり、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

続いて、申請番号4番から8番は、同じ事業に関する申請ですのであわせて説明します。申請地は入善町上飯野〇〇外5筆の計6筆、台帳地目、現況地目ともに田で、合計面積は23,182㎡です。譲渡人は入善町福島〇〇番地の〇〇さん外7名で、譲受人は朝日町〇〇番地の〇〇株式会社です。転用目的は「陸砂利採取」で一時転用であり、契約内容は、賃貸借権の設定です。

申請者の〇〇株式会社は、土木建築請負業をはじめ土石採取販売や生コンクリート販売など様々な分野の事業を行っている会社ですが、今回の申請地で、陸砂利資源開発と併せて土壌改良及び圃場整備を行う計画としたことから今回の転用申請となりました。

今後、2ヵ年の計画期間で、隣接した雑種地も含めた25,182㎡の申請地から167,714㎡の砂利を採取し、201,256㎡の土砂を埋め戻す計画です。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項の規定により市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内、農用地区域内にある農地です。

農用地区域内にある農地の転用は、原則として許可をすることができませんが、転用目的が「陸砂利採取のための一時的な利用」であり、運用通知第2の1の(1)のアの(イ)のcによる、「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うもの」であり、「農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

砂利の採取を目的とする一時転用ですが、転用期間内に確実に当該農地を復元することが担保されており、農地の復元に関する計画が、当該農地及び周辺の農地の農業上の効率的な利用を確保する見地からみて適当であることから、「当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要である」と認められ、申請地は適当であると考えます。

申請地は、完了後に農地に原状回復することから、一時的な転用であり、農振農用地から除外の必要はなく、隣接耕作者、地区代表者の同意書及び入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

以上、8件になります。よろしく申し上げます。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

綿委員

申請番号1番、2番の事業の確認をしました。入善町が病院立地のための用地をあっせんするものであり、事業の現実性に問題はありませぬ。また、前面の町道の拡幅工事も既に行われており、事業の実

施に向けて進んでいると認められます。

福島委員

私は申請番号3番の確認をしました。申請書類もそろっていて特に不備はなく、現地も確認してきましたが、既存の宅地に隣接した土地で、周囲の農地の営農に支障を及ぼすような場所ではなく、問題ないと考えます。

事務局

申請番号4番から8番については福澤委員が確認されましたが、本日欠席であり、報告書が書面で提出されておりますので、読み上げます。

申請番号4番から8番については、陸砂利採取のための一時転用ですが、事業完了後は確実に農地に復元することが申請書類からも明らかであり、農業振興地域整備計画の達成に支障をおよぼさないと考えられることから、許可してもよい案件と考えます。以上です。

議長（鍋嶋 太郎）

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

松原委員

申請番号4番から8番の陸砂利採取の案件についてですが、一時転用の期間はどれだけでしたか。

事務局

この申請の計画期間は、2年です。一時的な利用とされる3年以内であり、要件を満たしています。

長田委員

何メートルまで掘るのかによりますが、地下水への影響はないのでしょうか。

事務局

今回の事業では、地下水面の少し上までの掘削であり、地下水への影響はないとのことです。詳細に関しては、農業委員会では把握していませんが、新川土木センターにて協議済みであり、問題はありません。

松原委員

申請地の耕作は誰が行っているのでしょうか。利用権は設定されていないのでしょうか。

事務局

地区の集落営農組合である農事組合法人が、利用権を設定して耕作していますが、一時転用に関する同意が得られています。

佐藤委員

耕作者が別にいるとなると、土地の借賃は誰に支払われるのでしょうか。所有者でしょうか、耕作者でしょうか。

事務局

今回の申請に関しては、所有者です。契約によって違い、一旦耕作者に対して支払われ、年貢として所有者に支払われる場合もあるようです。

綿委員

近年では、川からも砂利が採取できなくなってきており、農地で採取する方法しかないようですね。

米山委員

農地にとっては、砂利を採取して埋め戻すことで基盤が整備されます。やはり近年では、この方法が、

農地を整備する1つの手段になっているようです。

議長（鍋嶋 太郎）

他にご意見等はございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第87号、農地法第5条の規定による意見進達についてを、原案どおり県知事へ進達することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり県知事に進達することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第6、議案第88号、事業計画変更の申請による意見進達についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第88号、事業計画変更の申請による意見進達について。次のとおり、許可申請があったので審議を求めます。今回は1件の申請があります。

変更前、変更後ともに、譲渡人が入善町上野〇〇番地の〇〇さん、譲受人が、同じく入善町上野〇〇番地の〇〇さんで、申請地は、上野〇〇番、台帳地目、現況地目ともに宅地、計1筆で面積は481㎡です。転用目的は、変更前は「一般住宅兼美術品製作展示場敷地」で、変更後は「美術品製作展示場敷地」です。

当該申請地は、平成23年6月29日に農地転用の許可を受け、一般住宅を兼ねた美術品製作展示場を建設する計画でしたが、将来的にイラストレーターとして生計を立てていくため、「一般住宅」部分を取り消して、「美術品製作展示場」専用の目的に変更を行うため、事業計画変更申請を行うものです。

なお、申請者が農地法を熟知していなかったため、事業計画変更の許可を得ないまま、建築を行ってしまったことから、今回は始末書を添付しての申請となっています。

農地転用の許可要件については、平成23年の許可時点で審議されており、事業についても既に完了していますが、目的変更に関して要件を満たしているか確認します。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第1種農地であると判断します。

第1種農地の転用は原則不許可となっていますが、事業計画変更後の転用目的が「美術品製作展示場敷地」であり、運用通知第2の1の(1)のイの(イ)のcの(d)による、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

用地の選定にあたっては、申請地の他には周辺に当該目的を達成できそうな農地以外の土地や第2種農地、第3種農地は存在しないことから、農地の代替性についても申請地は適当であると思われる、許可すべき案件であると考えます。

以上、1件です。よろしくお願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

中島委員

私が確認しました。事業計画変更ということですが、実際はもう建物が建っています。転用目的の変更であるため建物の中も確認しましたが、一般住宅用ではなく、展示スペース等が配置され、イラスト製作展示場、いわゆるアトリエ専用の建物になっていました。変更後の目的どおりであり、問題ないと思います。

議長（鍋嶋 太郎）

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

私から1つ質問をさせていただきますが、この事業計画変更をわざわざ申請しなければならない理由があったのでしょうか。何かに影響が出るのでしょうか。

事務局

実はこの後の、議案第90号の「入善農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件」において、同じ譲受人が一般住宅を建設する農振除外の申請があります。別の土地に一般住宅を建設することから、この議案第88号の案件では、一般住宅部分を除く計画変更申請をしておく必要がありました。

米山委員

転用目的が変更されましたが、申請面積は変更されていません。「美術品製作展示場敷地」のみでも、481㎡が必要なのでしょうか。

また、一般住宅ですと、500㎡までという要件がありますが、美術品製作展示場の場合は、面積に上限はないのでしょうか。

事務局

美術品製作展示場敷地として481㎡全体が利用される建物や配置となっており、必要最小限と認められます。面積の上限に関しては、営業用に利用する建物の場合は、必要な面積までとなっています。

議長（鍋嶋 太郎）

他に何かご意見等はございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第88号、事業計画変更の申請による意見進達についてを、原案どおり県知事へ進達することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり県知事に進達することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第7、議案第89号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第89号、農用地利用集積計画の決定について。入善町から提出になった農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、その決定を求めます。平成25年7月9日提出、入善町農業委員会会長、鍋嶋太郎。今回は3件の申請です。

まず新規の利用権設定です。

申請番号1番。下山〇〇、下山〇〇、下山〇〇、下山〇〇、地目はすべて田、計4筆で面積は8,539㎡、貸付人は入善町下山〇〇番地の〇〇さん分〇〇さん外、借受人は入善町下山〇〇番地の〇〇さん、借賃は10aあたり14,400円で期間は10年です。

申請番号2番。舟見〇〇、地目は田、計1筆で面積1,023㎡、貸付人は入善町舟見〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町舟見〇〇番地の〇〇さん、借賃は10aあたり9,900円で期間は10年です。

続いて再設定です。

申請番号3番。木根〇〇、木根〇〇、神子沢〇〇、神子沢〇〇、地目はすべて田、計4筆で合計面積7,058㎡、貸付人は入善町神子沢〇〇番地の〇〇さん、借受人は同じく入善町神子沢〇〇番地の〇〇さんで、親子間の使用貸借契約になりますので、借賃は10aあたり0円となり、期間は10年です。

以上、新規・再設定合わせまして3件の利用権設定です。

次に許可要件の確認ですが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号については、これらの農用地利用集積計画は全て、入善町が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合していると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号については、利用権の設定等を受ける者は全て、農用地のすべてを効率的に利用して耕作し、かつ、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第3号については、利用権の設定等を受ける者は全て、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、適用はありません。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第4号については、全ての案件において、利用権の設定等を受ける土地について、利用権の設定等を受ける者及び所有権等の権利を有する者すべての同意が得られているため、該当すると考えます。

よって、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件のすべてを満たしていると考えます。

よろしく申し上げます。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。

私から1つ質問ですが、今回の案件のうち、新規の利用権設定は、人・農地プランの農地集積協力金の対象にはならないのですか。

事務局

受け手が、農地利用集積円滑化団体である農業公社を仲介した利用権設定を希望しないため、相対での契約となっており、人・農地プランの対象にはなりません。

米山委員

再設定の、親子間の使用貸借権設定は、設定しなければならない理由があるのでしょうか。

事務局

農業者年金受給の関係があります。所有者が農業者年金の経営移譲年金を受給し続けるには、利用権を更新し、後継者に耕作を移譲していなければなりません。

議長（鍋嶋 太郎）

他にご意見等はございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第 89 号、農用地利用集積計画の決定についてを、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。よって、本案件は原案どおり決定することといたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第 8、議案第 90 号、入善農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第 90 号、入善農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件、入善町から提出になった入善農業振興地域整備計画変更案について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規定により、意見を求めます。平成 25 年 7 月 9 日提出、入善町農業委員会会長、鍋嶋太郎。

農振除外は、3 ヶ月に 1 回の受付であり、今回は平成 25 年 6 月 17 日受付分について、意見を求めることとなります。今回は、農振除外 5 件の申請です。

まず受付番号 1 番。除外願出者は入善町上野〇〇番地、〇〇さん、譲受人は同じく入善町上野〇〇番地、〇〇さんで、申請者と譲受人は親子です。除外対象地は、上原地区上野〇〇の内、地目は田、面積は 355 ㎡で、除外後の用途は一般住宅敷地です。

まず、農用地区域からの除外理由についてですが、近々結婚するため一般住宅が必要となったものであり、農業振興地域を取り巻く情勢の推移により農用地利用計画の変更が必要になったものであるため、農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 1 項に該当すると考えます。

なお、この「農業振興地域の整備に関する法律」は、以下、「農振法」と略します。

次に、除外要件の確認ですが、農振法に規定する除外の要件は、5 つあります。

まず、農振法第 13 条第 2 項第 1 号の要件について説明します。

譲受人の〇〇さんは、現在、実家で両親や兄弟と一緒に生活していますが、近々結婚するため、父から申請地を借り受けて、実家の側に一般住宅を新築する計画です。

申請地は、直接は道路に面していませんが、前面の住宅敷地の西側（用水路側）が、奥の農地への乗り入れのため、通路として空いており、そこを申請地への進入路として利用するため、建築基準法の要件を満たします。

申請地は、議案第 88 号の事業計画変更申請地の裏（奥）で、実家のそばです。申請地前面の住宅敷地も、〇〇さんが父から使用貸借している土地ですので、進入路として利用できます。当初は前面の住宅に、住居部分も加える予定でしたが、イラストレーターとしての活動のための、イラスト展示場や集会場のみの建物に変更したため、今回の申請地に、改めて住宅を建設することになりました。

将来、両親の面倒を見たいと考えていることから、実家の近くで建設する必要があり、農用地区域外には適当な土地がありません。

以上のことから、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められるため、第 1 号の要件を満たすと考えます。

次に、農振法第 13 条第 2 項第 2 号の要件についてですが、申請地は既存の宅地に隣接し、残地の営農について、取水・排水がこれまでどおり確保されること、西側（用水路側）を残地への通路部分として確保するため、引き続き農業用機械による耕作が可能であることから、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないと認められるため、要件を満たすと考えます。

続いて、農振法第 13 条第 2 項第 3 号の要件については、当該変更に係る土地は、農業生産法人であ

る担い手（所有等農地面積約 25.6 ヘクタール）が貸借し農業経営を行っている農地ですが、今回除外する面積は 355 ㎡と小規模であり、除外後においても所有等農地は 25.6 ヘクタールを維持する（農業経営面積 0.1 パーセント減）ことができます。

また、当該担い手は、地元集落を中心に農地を集積し、水稻、大豆を中心に規模拡大を続けており、現在も、新たに農地を提供したいという申し出があることから、農業経営改善計画等に照らし安定的な農業経営に支障が生じることはなく、一団の農用地の集団化も損ねないものと認められ、要件を満たすと考えます。

農振法第 13 条第 2 項第 4 号の要件については、申請地からの排水に関して、生活排水は町公共下水道設備により処理し、雨水排水は隣接する農業用排水路へ排水することとしており、新たに宅地となる面積が 355 ㎡と小規模であることから、農用地区域内の水路等土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められるため、要件を満たすと考えます。

最後に、農振法第 13 条第 2 項第 5 号の要件についてですが、申請地は、上野南地区県営土地改良総合整備事業等の実施済地ですが、平成 5 年度に工事完了公告を行っており、工事完了から 8 年を経過していることから要件を満たすと考えます。

以上のことから、農振法第 13 条第 2 項各号に掲げる要件のすべてを満たしており、問題ないと考えます。

続いて、受付番号 2 番。除外願出者は入善町青木〇〇番地、〇〇さんで、これは自己の所有地を自ら利用するものです。除外対象地は、青木地区青木〇〇の内、地目は田、面積は 800 ㎡で、除外後の用途は農家住宅敷地です。

まず、農用地区域からの除外理由についてですが、住宅が老朽化したため、より生活しやすい場所での農家住宅の建て替えが必要となったものであり、農業振興地域を取り巻く情勢の推移により農用地利用計画の変更が必要になったものであるため、農振法第 13 条第 1 項に該当すると考えます。

次に、除外要件の確認ですが、まず、農振法第 13 条第 2 項第 1 号の要件について説明します。

申請者の〇〇さんは、現在居住している農家住宅が老朽化したため、建て替えを検討していますが、現在の敷地は前面道路より約 1 m も低く、不便を感じているため、県道をはさんだ向かい側に新築移転したいと考えています。移転した後は、現在の住宅は取り壊し、敷地は農地として利用する計画です。

申請地は、残地となる田への乗り入れを確保するため北側に進入路部分を取り、住宅、車庫、農作業小屋等として利用するため必要最小限の面積です。

同じ地元集落内での生活を希望しているため、既存地付近において前面道路との高低差がない場所である必要があり、農用地区域外には適当な土地がありません。

以上のことから、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められるため、第 1 号の要件を満たすと考えます。

次に、農振法第 13 条第 2 項第 2 号の要件についてですが、申請地は県道に面し集団的農地の端に位置しており、50m 以内に宅地が存在すること、残地の営農について、取水はパイプを設置して確保し、排水はこれまでどおり確保され、北側に残地への進入路を設けるため引き続き農業用機械による耕作が可能であることから、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないと認められるため、要件を満たすと考えます。

続いて、農振法第 13 条第 2 項第 3 号の要件については、当該変更に係る土地は、集落営農法人である担い手（所有等農地面積約 26 ヘクタール）が貸借し農業経営を行っている農地ですが、今回除外する面積は 800 ㎡と小規模であり、除外後においても所有等農地は 25.9 ヘクタールを確保する（農業経営面積 0.3 パーセント減）ことができます。

また、当該担い手は、水稻、大麦、大豆を中心に規模拡大を続けており、現在も、新たに組合員となり農地を提供したいという申し出があることから、農業経営改善計画等に照らし安定的な農業経営に支障が生じることはなく、一団の農用地の集団化も損ねないものと認められ、要件を満たすと考えます。

農振法第 13 条第 2 項第 4 号の要件については、申請地からの排水に関して、生活排水は町公共下水道設備により処理し、雨水排水は隣接する農業用排水路へ排水することとしており、新たに宅地とな

る面積が 800 m²と小規模であること、農業用水路上を住宅敷地への進入路として利用しますが、農業用水路施設を破壊しない構造とすること等から、農用地区域内の水路等土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められるため、要件を満たすと考えます。

最後に、農振法第 13 条第 2 項第 5 号の要件についてですが、申請地は、県営かんがい排水事業等の実施済地ですが、平成 14 年度に工事完了公告を行っており、工事完了から 8 年を経過していることから要件を満たすと考えます。

以上のことから、農振法第 13 条第 2 項各号に掲げる要件のすべてを満たしており、問題ないと考えます。

次に、受付番号 3 番。除外願出者は入善町芦崎〇〇番地、〇〇さんで、これは自己の所有地を自ら利用するものです。除外対象地は、飯野地区下飯野〇〇の内、地目は田、面積は 985 m²で、除外後の用途は農家住宅敷地です。

まず、農用地区域からの除外理由についてですが、住宅が老朽化し、高波災害による浸水被害も受けただため、海岸から離れた場所での農家住宅の建て替えが必要となったものであり、農業振興地域を取り巻く情勢の推移により農用地利用計画の変更が必要になったものであるため、農振法第 13 条第 1 項に該当すると考えます。

次に、除外要件の確認ですが、まず、農振法第 13 条第 2 項第 1 号の要件について説明します。

申請者の〇〇さんは、芦崎地区の借地で一人暮らしをしていますが、住宅が老朽化した上、平成 20 年の高波災害で浸水被害を受け、さらに状態が悪くなっていることから、海岸から離れた場所への移転を希望しています。

移転先として、申請地は、自己が所有する農地であり、農作業のため、南側に農業用倉庫が建っています。この倉庫と住宅との一体的利用や、海岸から離れた場所であることを考え、ここに住宅を新築し、息子家族と同居することにしました。

申請地は、住宅、車庫、農業用倉庫、ハウス等として利用するため必要最小限の面積であり、既存の倉庫敷地 15 m²と合わせた全体面積は 1,000 m²となることから、面積基準を満たしています。

住宅は、既存の農業用倉庫と一体的に利用する必要があるため、海岸から離れた既存倉庫の隣接地において、農用地区域外には適当な土地がありません。

以上のことから、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められるため、第 1 号の要件を満たすと考えます。

次に、農振法第 13 条第 2 項第 2 号の要件についてですが、申請地は 50m 以内に宅地が存在し、町道に面し集团的農用地の規模を分断しないこと、残地の営農について、取水は側溝を設置して確保し、排水はこれまでどおり確保され、北側に残地への進入路を設けるため引き続き農業用機械による耕作が可能であることから、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないと認められるため、要件を満たすと考えます。

続いて、農振法第 13 条第 2 項第 3 号の要件については、申請地は、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積が図られていないため、利用集積について支障を及ぼすおそれがないと認められ、要件を満たすと考えます。

農振法第 13 条第 2 項第 4 号の要件については、申請地からの排水に関して、生活排水は町公共下水道設備により処理し、雨水排水は隣接する農業用排水路へ排水することとしており、新たに宅地となる面積が 985 m²と小規模であること、農業用水路上を住宅敷地への進入路として利用しますが、農業用水路施設を破壊しない構造とすること等から、農用地区域内の水路等土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められるため、要件を満たすと考えます。

最後に、農振法第 13 条第 2 項第 5 号の要件についてですが、申請地は、県営土地改良総合整備事業等の実施済地ですが、平成 16 年度に工事完了公告を行っており、工事完了から 8 年を経過していることから要件を満たすと考えます。

以上のことから、農振法第 13 条第 2 項各号に掲げる要件のすべてを満たしており、問題ないと考えます。

続いて、受付番号4番。除外願出者は愛知県〇〇市〇〇丁目〇〇番〇〇号〇〇号、〇〇さん、譲受人は入善町五郎八〇〇番地、〇〇さんで、除外対象地は、飯野地区五郎八〇〇の内、地目は田、面積は1.42㎡で、除外後の用途は道路敷地です。

まず、農用地区域からの除外理由についてですが、宅道から住宅敷地への進入部分の道路に隅切りが必要となったものであり、農業振興地域を取り巻く情勢の推移により農用地利用計画の変更が必要になったものであるため、農振法第13条第1項に該当すると考えます。

次に、除外要件の確認ですが、まず、農振法第13条第2項第1号の要件について説明します。

譲受人の〇〇さんは、宅道から住宅敷地への進入角度が鋭角で、車庫への進入に不便を感じていることから、進入部分の道路に隅切りをする計画です。

面積はわずかですが、住宅に隣接する農地は他人の所有であるため、売買に当たり、農地法の手続きはきちんと済ませておきたいと考え、今回申請しています。

除外面積は、必要最小限の面積であり、残地の営農に支障を及ぼすおそれはありません。

申請地は、住宅へ進入するための道路の隅切りであることから、農用地区域外には適当な土地がありません。

以上のことから、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められるため、第1号の要件を満たすと考えます。

次に、農振法第13条第2項第2号の要件についてですが、申請地は既存の宅地に隣接し、周囲の農地について、取水・排水がこれまでどおり確保され、引き続き農業用機械による耕作が可能であることから、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないと認められるため、要件を満たすと考えます。

続いて、農振法第13条第2項第3号の要件については、申請地は、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積が図られていないため、利用集積について支障を及ぼすおそれがないと認められ、要件を満たすと考えます。

農振法第13条第2項第4号の要件については、新たに道路敷地となる面積が1.42㎡とごくわずかであることから、農用地区域内の水路等土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められるため、要件を満たすと考えます。

最後に、農振法第13条第2項第5号の要件についてですが、申請地は、県営土地改良総合整備事業等の実施済地ですが、平成16年度に工事完了公告を行っており、工事完了から8年を経過していることから要件を満たすと考えます。

以上のことから、農振法第13条第2項各号に掲げる要件のすべてを満たしており、問題ないと考えます。

最後に、受付番号5番。除外願出者は入善町小摺戸〇〇番地、〇〇さん、譲受人は同じく入善町小摺戸〇〇番地、〇〇さんで、申請者と譲受人は親子です。除外対象地は、小摺戸地区小摺戸〇〇の内、地目は田、面積は286㎡で、除外後の用途は農家分家住宅敷地です。

まず、農用地区域からの除外理由についてですが、近々結婚するため住宅が必要となったものであり、農業振興地域を取り巻く情勢の推移により農用地利用計画の変更が必要になったものであるため、農振法第13条第1項に該当すると考えます。

次に、除外要件の確認ですが、まず、農振法第13条第2項第1号の要件について説明します。

譲受人の〇〇さんは、現在、実家で両親や祖母と一緒に生活していますが、近々結婚するため、父から申請地を借り受けて、実家の隣に住宅を新築する計画です。

申請地は、既存の宅地に隣接し、下水道にも接続可能です。面積は286㎡と500㎡以内であり、住宅、駐車スペース、庭等として利用するため必要最小限と認められます。

実家の農作業を手伝う必要があることから、実家の側で建設する必要があるため、農用地区域外には適当な土地がありません。

以上のことから、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められるため、第1号の要件を満たすと考えます。

たすと考えます。

次に、農振法第 13 条第 2 項第 2 号の要件についてですが、申請地は既存の宅地に隣接し、町道に面し集团的農用地の規模を分断しないこと、残地の営農について、取水・排水がこれまでどおり確保され、引き続き農業用機械による耕作が可能であることから、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないと認められるため、要件を満たすと考えます。

続いて、農振法第 13 条第 2 項第 3 号の要件については、申請地は、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積が図られていないため、利用集積について支障を及ぼすおそれがないと認められ、要件を満たすと考えます。

農振法第 13 条第 2 項第 4 号の要件については、申請地からの排水に関して、生活排水は町公共下水道設備により処理し、雨水排水は隣接する農業用排水路へ排水することとしており、新たに宅地となる面積が 286 ㎡と小規模であること、農業用水路上を住宅敷地への進入路として利用しますが、農業用水路施設を破壊しない構造とすること等から、農用地区域農用地区域内の水路等土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められるため、要件を満たすと考えます。

最後に、農振法第 13 条第 2 項第 5 号の要件についてですが、申請地は、県営土地改良総合整備事業等の実施済地ですが、平成 11 年度に工事完了公告を行っており、工事完了から 8 年を経過していることから要件を満たすと考えます。

以上のことから、農振法第 13 条第 2 項各号に掲げる要件のすべてを満たしており、問題ないと考えます。

以上、農振除外 5 件になります。よろしく申し上げます。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

綿委員

受付番号 5 番で、分家住宅というのがありましたが、分家すると町から 40 万円の補助金が出るという制度があるそうですね。

竹島事務局長

入善町住まい・まちづくり推進事業の中の、安心定住促進事業補助金です。今言われたのは、近居住宅支援補助金で、1 親等以内の家族と同一地域内に居住するため住宅を建築したり購入したりする場合に、40 万円を限度として取得価格の 2 分の 1 を補助するものです。町外からの転入者だと、限度額は 60 万円に上がります。

また、新たな住宅建設だけでなく、同居住宅支援補助金もあり、同居のために必要な住宅改修費用等に対しても、同額の補助があります。

定住促進のため町で進めていますので、ご活用くださいますようお願いいたします。

小澤委員

申請番号 2 番について、移転後、古い住宅は取り壊して農地に戻すとのことですが、田に戻したかどうかの確認はされるのでしょうか。というのも、以前にもそのような条件で移転した案件がありましたが、もとの敷地は、まだ農地に戻っていないようです。農業委員会として何か指導を行うなどはできないのでしょうか。

事務局

もとの敷地がどうなったかは、農地パトロールの一環として、確認することにはしています。

しかし、申請地自体の転用目的の進捗状況の確認と違って、既存地については、法に基づくような指導等はできません。文書等による指導等はできませんから、できるとすれば、口頭で知らせるくらいになってしまいます。

議長（鍋嶋 太郎）

他にご意見等はありませんか。それでは、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。
よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第 90 号、入善農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件について、「異議なし」と意見を付すことに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり採択することに決定いたします。

以上で本日の議題は全て終了いたしました。その他、何かご意見等がございますか。また、事務局から何かお知らせはありませんか。

事務局

まず 1 点目ですが、『政府に対する「日本の T P P 交渉参加に関する意見提出」への対応について』ということで、T P P 関係の意見の照会があります。期限が 7 月 12 日までとなっていますので、何かご意見等があれば、事務局までお知らせください。

2 点目に、農地制度実施円滑化事業費補助金を活用した、農業委員会の先進地視察研修についてですが、日程を、8 月 25 日（日）、26 日（月）とする方向で調整していますので、皆さまにも予定の調整をお願いします。視察先は、入善町の姉妹都市である宮城県登米市農業委員会としたいと思います。

最後に、来月 8 月は恒例の合同農地パトロールの月です。例年どおり、農業委員会終了後に行いたいと思いますのでよろしく願いいたします。パトロール先としては、最近許可された農地転用の進捗状況確認の関係から、天然ガスパイプラインのバルブステーション敷地を考えています。

議長（鍋嶋 太郎）

では、他に何かございませんか。

（全員 意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、特にご意見がないようですので、これをもちまして第 24 回入善町農業委員会を閉会いたします。

次回は、8 月 7 日 水曜日、午後 1 時 30 分から行います。先ほどの事務局からの説明にもありましたが、次回は、農業委員会終了後に、例年どおり合同農地パトロールを行いますので、よろしく願いいたします。

（閉会 午後 2 時 50 分）